

中医協「2011年度第10回 診療報酬調査専門組織・DPC 評価分科会」 2011/11/30
地域医療係数に「24時間t-PA体制」など3評価新設

診療報酬調査専門組織・DPC 評価分科会（分科会長：小山信彌・東邦大学医学部外科学講座教授）

は11月30日、機能評価係数Ⅱにおける地域医療係数の各項目について議論し、現行の7項目に、



①がん診療連携拠点病院の指定、②t-PAを24時間実施できる体制整備、③EMIS（広域災害・救急医療情報システム）への参加——の3項目を加えることを了承した。

①は、がん診療連携拠点病院の指定のほか、都道府県が独自に認める「がん診療連携拠点病院に準ずる病院」についても評価する。②は、「超急性期脳卒中加算」の算定を、③は、災害医療に関する情報の共有や集約・提供を推進するEMISへの参加を評価する。

既存の評価項目については、「脳卒中地域連携」、「がん地域連携」、「地域がん登録」、「救急医療」に対する評価において、現行では実施の有無のみの評価となっているが、2012年度改定より実績の要素を加味した評価を導入する方向。「災害時医療」は、現行のDMAT（災害派遣医療チーム）指定に、災害拠点病院の指定も加え、いずれか一方があれば評価することとする。「へき地医療」と「周産期医療」は概ね現行どおり。

以上の事務局案に対して委員から反対意見はなく、12月の中医協・総会への報告で了承されれば、地域医療係数は全10項目となる。なお、現行では1項目評価で1ポイント取得となり、7ポイント取得（全7項目評価）の場合が満点となることについて、各評価項目間の重み付けをするべきとの指摘もこれまでにあったが、次回改定においては現行同様に等しい重み付けとすることで合意した。また、1施設ですべての評価取得を目指すことが目的ではないことから、10項目中7項目を取得上限値とすることも合意した。

■医療機関群ごとに評価要件を設定

地域医療係数の各評価項目については、医療機関群ごとに求められる役割や機能が異なることを踏まえ、それぞれに評価要件を設定することとした。

具体的には、脳卒中地域連携の評価要件は「地域連携診療計画管理料」又は「地域連携診療計画退院時指導料Ⅰ・Ⅱ」の算定となっているが、大学病院本院群と高診療密度病院群（仮称）については、診療計画の策定側であるべきと考えられることから、「地域連携診療計画管理料」を算定している場合に限って評価されることとするなど、医療機関群ごとに要件設定を調整する（次頁表参照）。

また、各項目の評価を算出する地域単位は、大学病院本院群と高診療密度病院群は3次医療圏とし、その他の急性期病院群は2次医療圏とすることも了承した。

【医療機関群ごとの評価要件の設定案】

評価項目(各1ポイント)	右記以外の急性期病院群	大学病院本院群	高診療密度病院群(仮称)
●脳卒中地域連携	以下のいずれかの点数算定と実績 ・地域連携診療計画管理料 ・地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ) ・地域連携診療計画退院時指導料(Ⅱ)		「地域連携診療計画管理料」を算定している病院に限って評価
●がん地域連携	以下のいずれかの点数算定と実績 ・がん治療連携計画策定料 ・がん治療連携指導料		「がん治療連携計画策定料」を算定している病院に限って評価
●地域がん登録	地域がん登録への参画と実績		
●救急医療	医療計画上で定められている2次救急医療機関で、以下のいずれかへの該当(0.1ポイント)と救急実績(0.9ポイント) ・病院群輪番制への参加施設 ・拠点型・共同利用型の施設 ・救命救急センター		実績評価を0.5ポイントとし、残り0.5ポイントは「救命救急センター」に限って評価
●災害時における医療	以下のいずれかに該当 ・DMAT(災害派遣医療チーム)指定 ・災害拠点病院		「DMATの指定」と「災害拠点病院」をそれぞれ評価(0.5ポイントずつ)
●へき地の医療	以下のいずれかに該当 ・へき地医療拠点病院 ・社会医療法人認可におけるへき地医療の要件を満たしている		
●周産期医療	以下のいずれかに該当 ・総合周産期母子医療センター ・地域周産期母子医療センター		「総合周産期母子医療センター」の場合は1ポイント、「地域周産期母子医療センター」の場合は0.5ポイント
●がん診療連携拠点病院【新設】	以下のいずれかに該当 ・がん診療連携拠点病院 ・がん診療連携拠点病院に準ずる病院		「がん診療連携拠点病院」に限り評価し、「都道府県がん診療連携拠点病院」の場合は1ポイント、「地域がん診療連携拠点病院」の場合は0.5ポイント
●24時間t-PA体制【新設】	「超急性期脳卒中加算」の算定		
●EMIS【新設】	EMIS(広域災害・救急医療情報システム)への参加		

注) 表作成の都合上、複数の医療機関群を1つの欄に記載している場合があるが、実際は医療機関群ごとに評価を設定する。

※分科会の資料を基に作成

■医療機関群における特定機能病院の研修評価は除外

この日の会合では、高診療密度病院群の要件について、特定機能病院は、医師研修の評価対象となる「初期臨床研修」に関する実績については求められる水準を満たしていると見なすことを了承した。

先日の中医協・総会における中間報告時に、「初期臨床研修よりも後期臨床研修に力を入れている国立高度専門医療研究センターは評価の対象外なのか」との指摘があったことに対応したもので、事務局は、医療法において、特定機能病院の承認要件に「高度医療に関する研修の能力」が求められていることから、医師研修の質は担保されると説明。委員から反対意見はなかった。

次の開催は12月9日の予定。